

公の施設の指定管理者の指定の件（自閉症者自立支援センター（デイサービスセンター）等）

平成28年（2016年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌市自閉症者自立支援センター（デイサービスセンター）	札幌市東区東雁来12条4丁目
札幌市自閉症者自立支援センター（入所施設）	札幌市東区東雁来12条4丁目
札幌市自閉症・発達障害支援センター	札幌市東区東雁来12条4丁目

2 指定管理者

石狩市花川北1条5丁目171番地

社会福祉法人はるにれの里

理事長 木村 昭一

3 指定期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

（理 由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、自閉症者自立支援センター（デイサービスセンター）及び自閉症者自立支援センター（入所施設）並びに自閉症・発達障害支援センターの指定管理者を指定するため、本案を提出する。